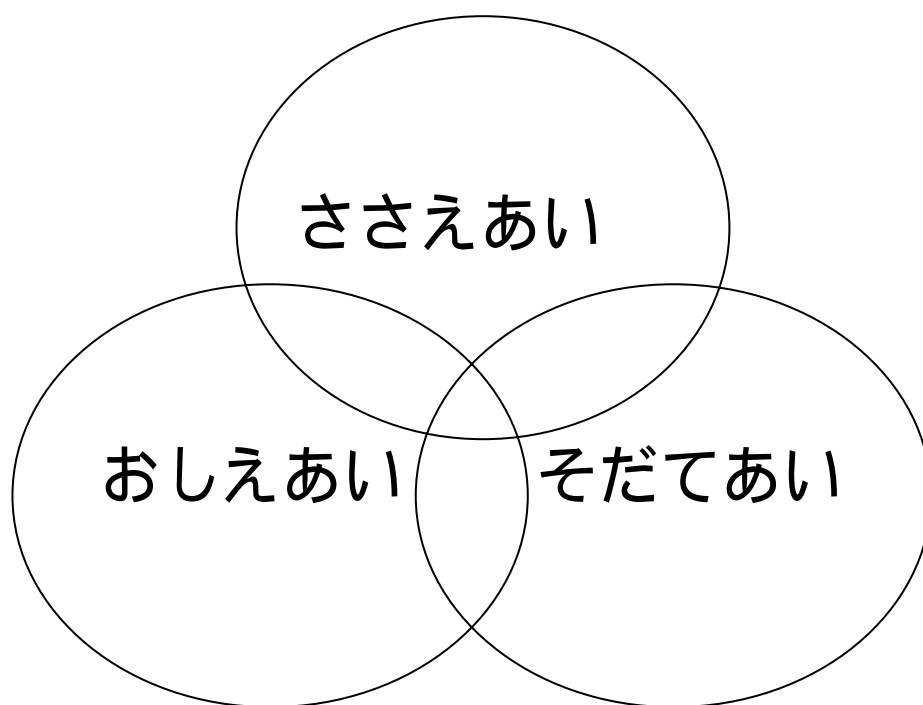


上富良野町地域福祉計画(素案)



平成 2 1 年 3 月
上 富 良 野 町

~~~~目 次~~~~

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・第1章 - 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・第1章 - 2
- 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・第1章 - 6

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 1. 人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・第2章 - 1
  - 年齢別人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・第2章 - 2
- 2. 高齢者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・第2章 - 2
- 3. 障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・第2章 - 3
- 4. 児童の状況・・・・・・・・・・・・・・・・第2章 - 4
- 5. ボランティアの登録者数・・・・・・・・第2章 - 5

第3章 計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・第3章 - 1

第4章 施策の展開について

- 1. 支え合い  
“みんなで支え合い助け合うためのネットワークづくり” 第4章 - 1
- 2. 教え合い  
“安心して暮らせる地域社会づくり” ・・・・・・・・第4章 - 7
- 3. 育て合い  
“みんなで育てる福祉の環境づくり” ・・・・・・・・第4章 - 14

第5章 計画推進にあたって

- 1. 住民、事業者、行政の協働による計画推進・・・・・・・・第5章 - 1
- 2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進・・・・第5章 - 1
- 3. 計画の進行評価・・・・・・・・・・・・・・・・第5章 - 2

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 地域福祉とは

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害のある人もない人も、全ての人々が、人としての尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域の中で、安心してその人らしい自立した日常生活を送ることができるよう地域住民、行政、事業者、各種団体などが、互いに協力して地域社会の課題を解決し、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合ったり、助けられたりする関係を作っていく取り組みを「地域福祉」と言います。

社会福祉法第1条には、こうした仕組みを基本とする利用者本位の社会福祉制度の確立を目的として「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられています。

〔社会福祉法抜粋〕

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達をはかり、もって社会福祉の増進に視することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して、福祉サービスを要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### (2) 地域福祉計画とは

すべての町民が生活の拠点である住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう地域の助け合いによる福祉を推進するため、お互いを思いやり、助け合い、その人らしく自立した生活が送れるようなしくみをつくるため「地域のつながり」「人と人のつながり」を大切に作る計画です。

幅広い町民の主体的な参加と町民、事業者、行政の協働のもとに、「ともに支えあい、いきいき暮らせる地域づくり」を実現することを目的としています。

上富良野町では、地域福祉をより一層推進するため、「上富良野町地域福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法第107条に基づいた計画で、第5次上富良野町総合計画（平成21年度～平成30年度）を上位計画とし、すでに策定されている高齢者、障がい者、児童等を対象とした町の個別の福祉計画を横断的に結びつけ、本町の地域福祉分野の施策を具体化する基本計画としての性格を有します。

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下『地域福祉計画』という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずると共に、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項。
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。

### (2) 上富良野町総合計画および関連する個別計画

上富良野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・上富良野町障害者計画、上富良野町次世代育成支援行動計画、上富良野町健康増進計画など、個別の保健福祉部門計画は、高齢者、障がい者、児童の対象ごとの福祉施策をそれぞれの計画の領域にしています。

これに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での理念と地域の福祉力を高めるための個別施策を内容とします。

計画の策定、推進にあたっては、これらの個別計画と整合性を図りながら取組みます。また、上富良野町社会福祉協議会(以下「町社協という。」)が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践計画」と相互に連携しながら推進します。

# 第5次上富良野町総合計画

(平成21年度～平成30年度)

”四季彩のまち、かみふらの”  
風土に映える 暮らしのデザイン

- 1 人や地域とつながりのある暮らし
- 2 穏やかに安心して過ごせる暮らし
- 3 快適で楽しく潤いのある暮らし
- 4 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし
- 5 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし

## 地域福祉の推進

### 上富良野町地域福祉計画

地域福祉を推進する  
ために

地域における福祉サービスの  
適切な利用促進

地域における社会福祉を目的  
とする事業の健全な発達

地域福祉に関する活動への  
住民の参加促進

連携

上富良野町社会福祉協議会

地域福祉実践計画

上富良野町介護保険事業計画  
平成21年度～平成23年度

上富良野町障害者計画  
平成16年度～平成24年度

上富良野町障害福祉計画  
平成18年度～平成20年度

上富良野町次世代育成支援行動計画  
平成18年度～平成20年度

健康かみふらの21  
平成15年度～平成22年度

健康親子かみふらの21  
平成17年度～平成21年度

上富良野町食育推進計画  
平成19年度～平成24年度

## 上富良野町総合計画

### 【基本構想】

基本構想は、上富良野町が2世紀を歩み始めて、10年を経過してのまちづくりの基本的な考え方を示しています。計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間です。

本町の目指す将来像は、『四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン』、「町民が主体」であること、「個性と人権を尊重」すること、「相互に補完」し合うこと、「自主自律」の気概をもつこと、「未来志向」であること、これらをまちづくりの基本理念として、これまでの取組み・成果を引き継ぎながら、「町民の暮らし本位」の考え方に立って、まちづくりを進めていきます。

### 【基本方針】

『四季彩のまち・かみふらの 風土に映える 暮らしのデザイン』の実現に向けて、次の取組みを基本方針として、まちづくりを進めていきます。

- 1 時代を的確に捉える取組み
- 2 情報発信・受診・共有の取組み
- 3 協働によるまちづくり運営
- 4 町民満足度重視の取組み

## 福祉に関する個別計画

### 上富良野町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

#### 【計画の趣旨】

介護保険制度の定着が図られた一方で、自立支援という制度の基本理念から見た課題と、将来展望に基づく新たな課題へ対応するため、国においては「介護予防」を重視し、将来の高齢者介護の姿を念頭においた介護保険制度全般の見直しが行われました。

本計画は、平成26年（第5期計画最終年度）の目標を立てたうえで、中間段階として第4期計画（平成21年度～23年度）を位置づけています。これまでの介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の成果等を踏まえ、将来とも高齢者の保健福祉を総合的、計画的に推進するため計画を定めるものです。

#### 基本的理念

- ・ 自らの経験と知恵を生かし、ともに支えあい、高齢者が社会的活動に参加しながら、心豊かに生きがいのある健康で安らかな生活をおくることができる社会の実現をめざします。
- ・ 高齢者が適切な情報のもとに、自らが選択したサービスを利用しながら、尊厳を保持し、その能力に応じて自立した生活を営むことができる社会の実現をめざします。

#### 基本目標

- ・ 安心して利用できる介護サービスの確立
- ・ 高齢者が活躍できる地域社会の構築
- ・ 高齢者の尊厳の保持と自立支援
- ・ 高齢者にやさしいまちづくり
- ・ とともに支え合う地域・人づくり

## 上富良野町障害者計画

### 【計画の理念】

基本目標を踏まえ「ノーマライゼーションの実現」に向けて、次の4つを基本的視点として推進。

- 1．障害者が自然体で暮らせるまち
- 2．障害者の主体性・自主性を尊重するまち
- 3．すべての人にやさしいまち
- 4．障害者と地域・職場・行政が協働するまち

### 【計画の基本目標】

- 1．健康と生きがいづくり
- 2．自立して生活できるまちづくり
- 3．安心して暮らせるまちづくり

### 【計画の期間】

本計画の計画期間は、平成16年度から平成24年度までの9年間です。

なお、計画の内容は、国・道施策や社会経済情勢、地域の実情等の大きな変化に対応し、必要に応じた見直しを図ることとしている。

## 上富良野町障害福祉計画

平成18年に施行された障害者自立支援法の規定に基づき、障害者福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることとされており、障害者福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な事業実施を図るため策定された。

この計画は、現行の施設が新体系へ移行を完了する平成23年度を目標とするとともに、中間段階として、平成18年度から平成20年度までを第1期とし、その後、見直しを行い平成21年度から平成23年度までを第2期計画とする。

## 上富良野町次世代育成支援行動計画

### 【計画策定の趣旨】

子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を町の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や働きながら子育てをしている皆さんの生活支援、また、子どもたちの健全育成のために様々なメニュー、体制化の中で子育て支援事業を展開しています。

この次世代育成支援対策の理念として、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育ての意義についての理解を深め、町民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み、育てることができる優しい町づくりを目指し、「上富良野町次世代育成支援行動計画」を策定している。

### 【計画の期間】

計画期間は、前期計画として平成17年度から平成21年度の5年間とし、後期計画（平成22年度～平成26年度）については、平成21年度までに前期計画の見直し

しを行った上で策定している。

#### 【施策の基本視点と考え方】

親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して町全体であたたかく見守り、そして必要なときには地域全体で手助けを行い、勇気づけ元気づけていくことが大切。

子どもの育ちを応援すると同時に、親自身そして、親となる次世代の人たちの成長や育ちを応援していくことが求められています。

以上の考えを基に、今後の次世代育成支援対策の施策を進めます。

### 健康かみふらの21（健康日本21上富良野計画）

国が策定した健康日本21を基本として、生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康を自覚し、生涯にわたって健康増進に努めるようその取り組みを展開するため、町民が主人公となり、取り組む健康づくりとそれを支援するための環境整備のため、生活習慣病予防に視点をおき、計画を策定しました。この計画は、平成22年度を目標年としています。

### 健やか親子かみふらの21

健康日本21上富良野計画を柱にすえて、思春期から妊娠、分娩、新生児期、乳幼児期を通じて、親の育児不安解消を図るとともに、児童虐待の予防策や子育て視線策との連携を図りながら、小児期からの生活習慣病予防、事故防止など安心して生み育てることを重視し計画を策定しました。この計画は平成17年からの10年間とし前期平成17年～平成21年、後期22年度～26年度としています。

### 上富良野町食育推進計画

食生活をはじめとする生活習慣の乱れが及ぼす身体への影響は、非常に深い関係にあることはよく知られており、上富良野町においても子どもたちをはじめ、住民の健康へ及ぼす生活習慣の影響が懸念されていることから、住民一人ひとりが、食を通した健康づくりのための知識を学び実践できる力を育み、自らが健康を守り人生を豊かに生きることを目的として策定されている。年齢期毎の目標を掲げ最終年度を平成24年度としています。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1. 人口推移

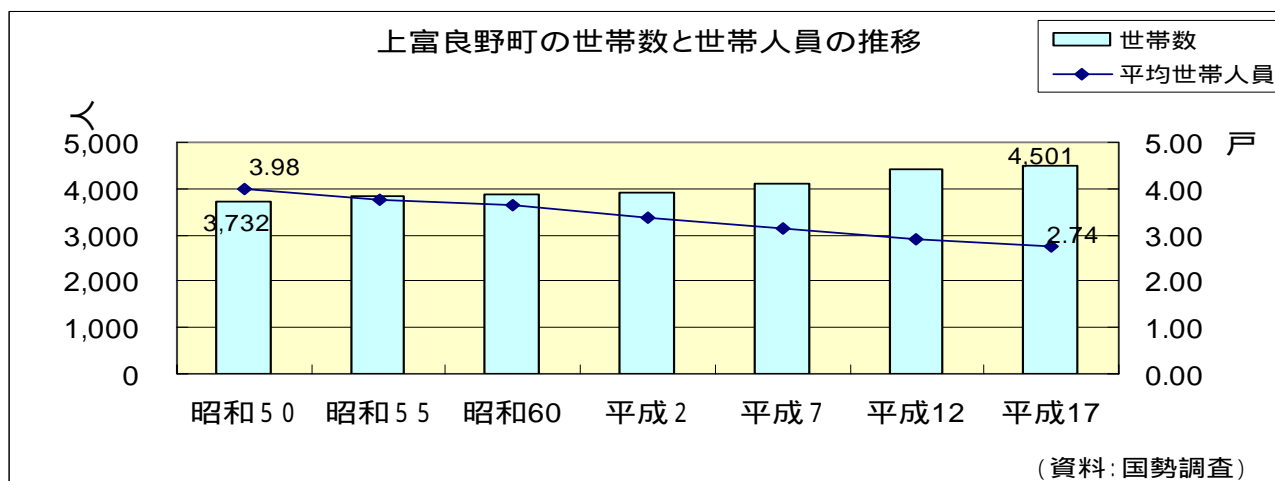
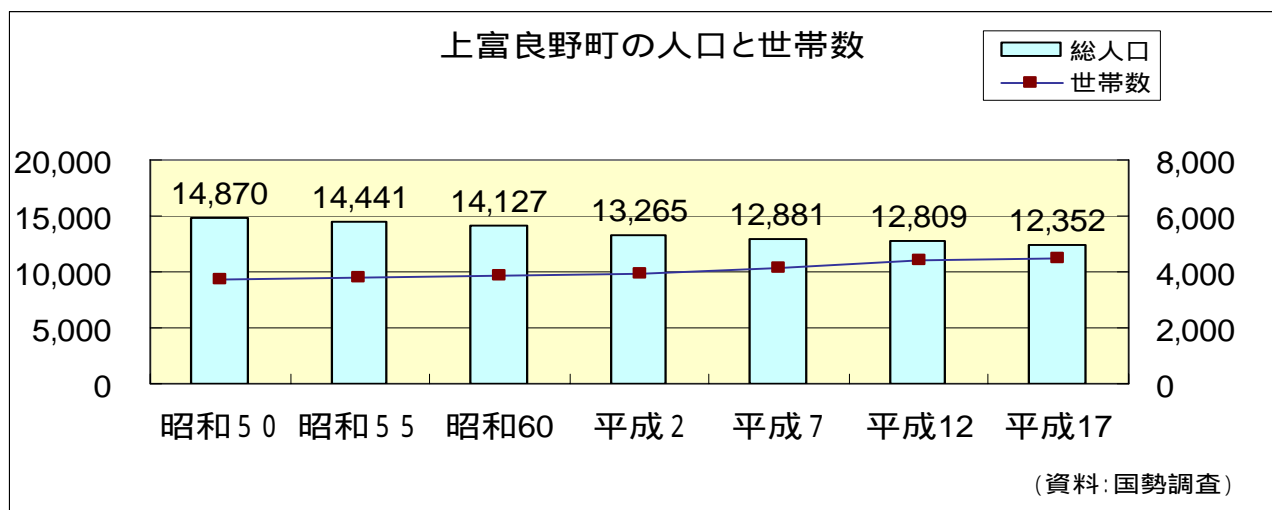
平成17年の国勢調査における上富良野町の人口総数は12,352人で昭和50年の人口14,870人に比べ2,518人(約16.9%)減少しています。

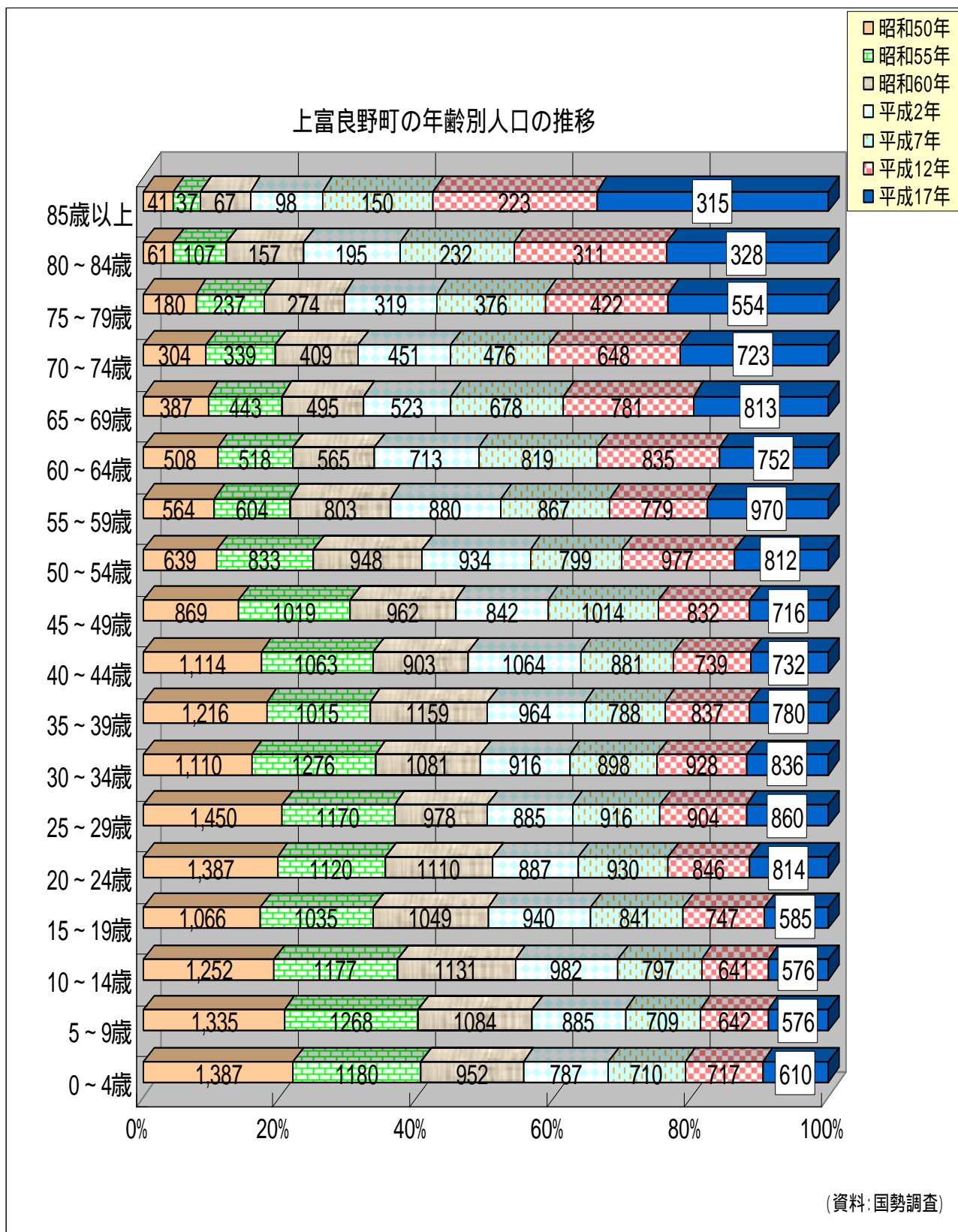
平均世帯人員は、昭和50年の3.98人から平成17年には2.74人と減少し、その要因としては、出生率の低下および、核家族化や社会経済の著しい変化などが考えられます。

また、年齢別の人口推移をみると、14歳以下の年少人口は、昭和50年は3,974人でしたが平成17年は1,762人と減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は昭和50年は、973人でしたが、平成17年は、2,733人と増加しています。

65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっており、高齢化が進行している傾向にあります。

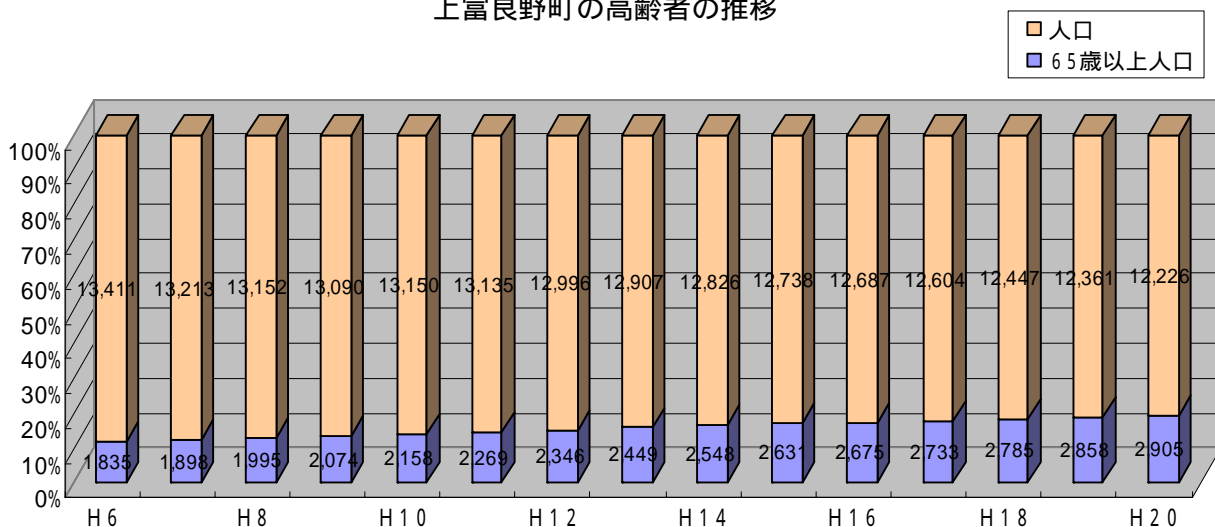




## 2. 高齢者の現況

本町の高齢者の現況として65歳以上の占める高齢化率は、平成6年は13.68%でしたが、平成20年は23.76%と、この15年間に10.08%増加し、高齢化が進んでいます。

上富良野町の高齢者の推移



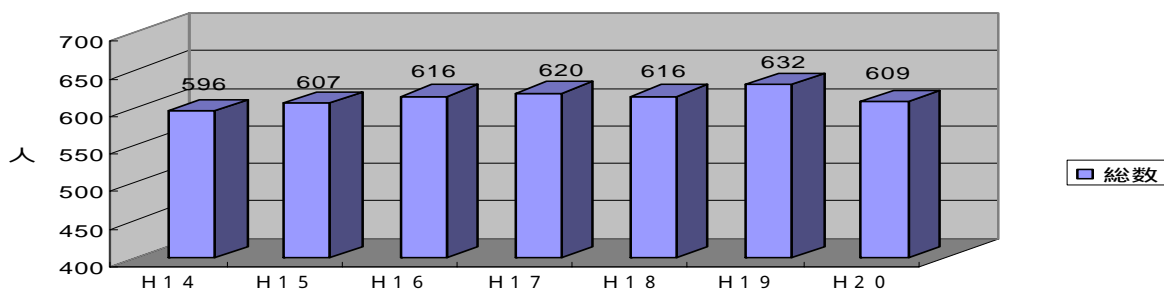
(資料:上富良野町)

### 3 . 障がい者の現況

#### 障害者手帳の交付数

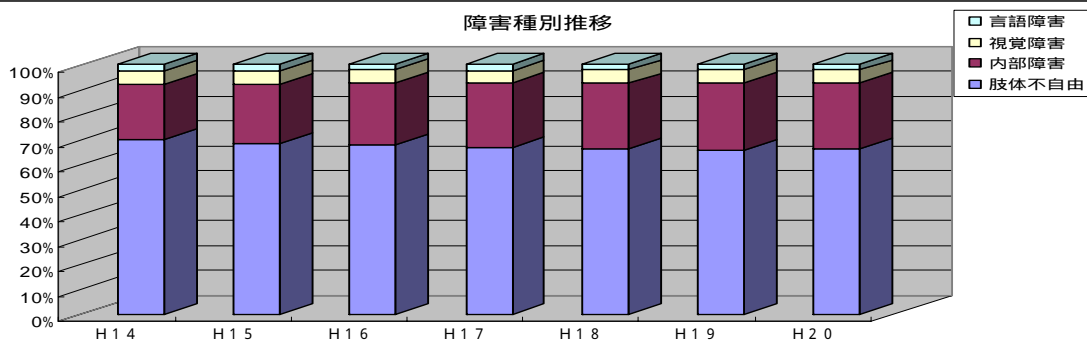
本町の身体障害者手帳所持者数は、年々増加する傾向にあります。内訳を見ると、肢体不自由者の割合が減少しているのに対し、内部障害者（心臓・腎臓・呼吸器等の障害）が増加の傾向にあります。

上富良野町の身体障害者手帳所持者の推移



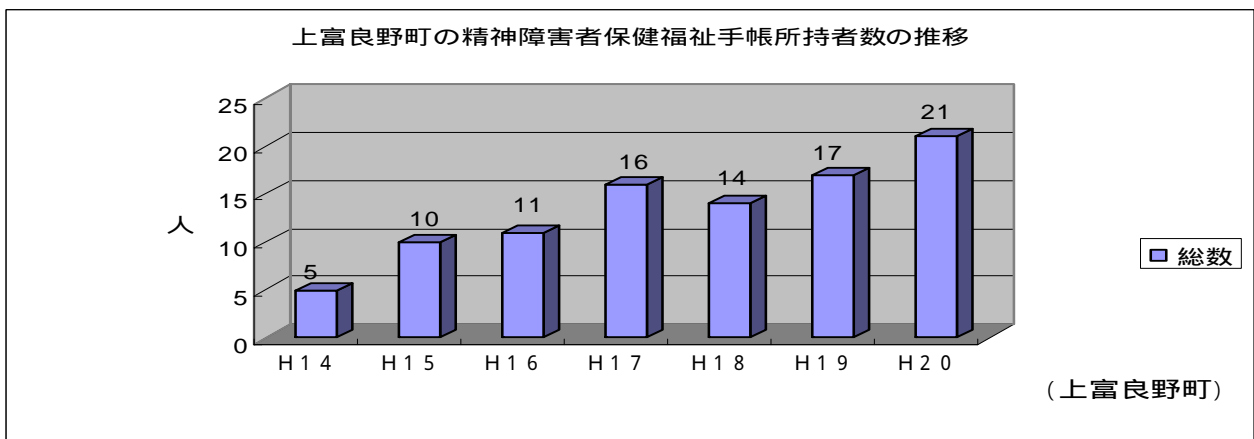
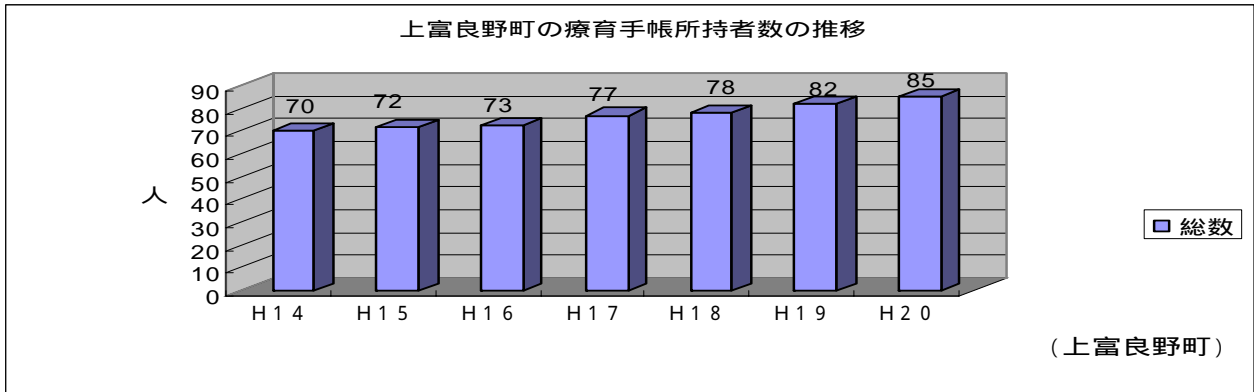
(上富良野町)

障害種別推移



(上富良野町)

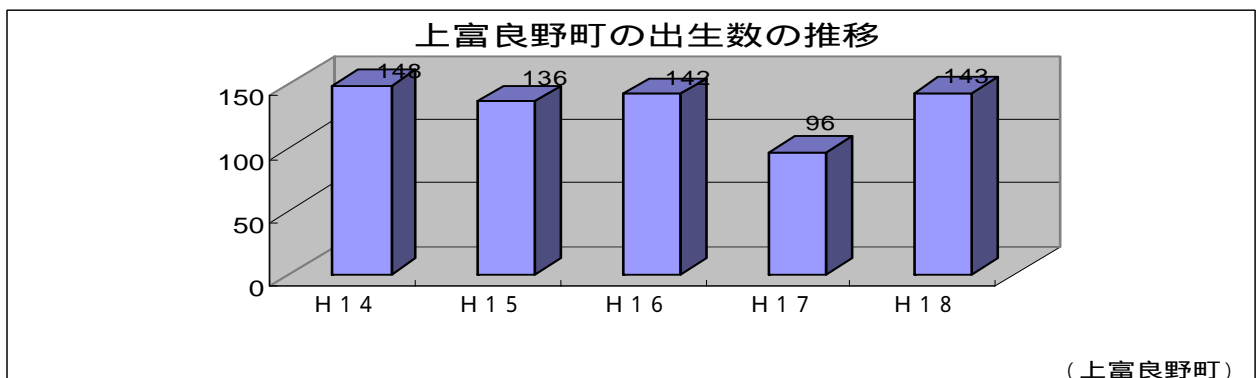
療育手帳（知的障害）所持者数は微増ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加する傾向にあります。

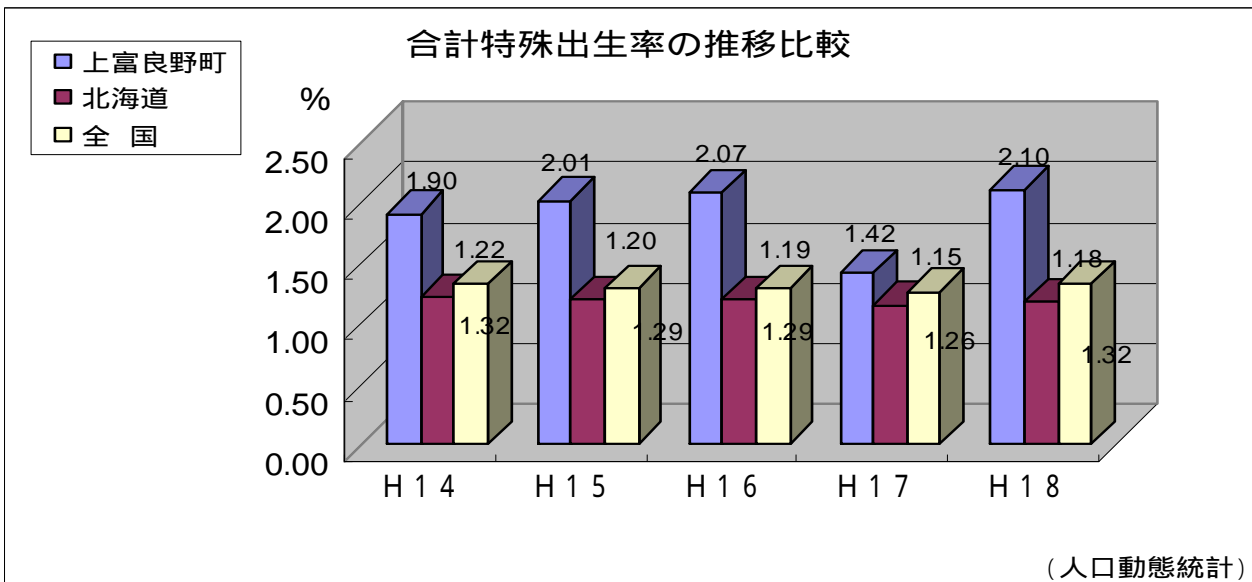
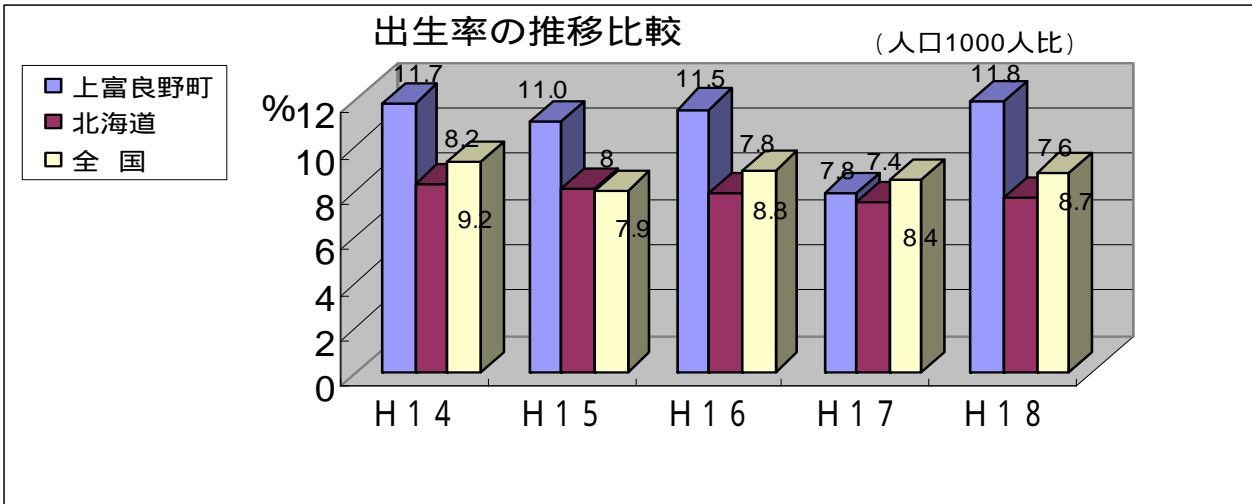


#### 4. 児童の現況

上富良野町は、自衛隊が駐屯していることから、常勤雇用者3,919名のうち44%が公務員（平成17年度国勢調査報告）で、経済的に安定している家庭が多くまた、生産年齢層が多い。

このことが、本町の合計特殊出生率が全道で1位となっている主因である。





#### 【合計特殊出生率】

女性の15歳から49歳までの年齢毎の出生率の合計で、ひとりの女性が生涯に産む子どもの数を表わしたものです。

国や道は、毎年の数値を公表していますが、市町村の数値は、5年ごとに平均値を算出し公表しています。

表の「合計特殊出生率推移比較」の上富良野町の数値は独自に試算した参考値です。

国が公表している数値

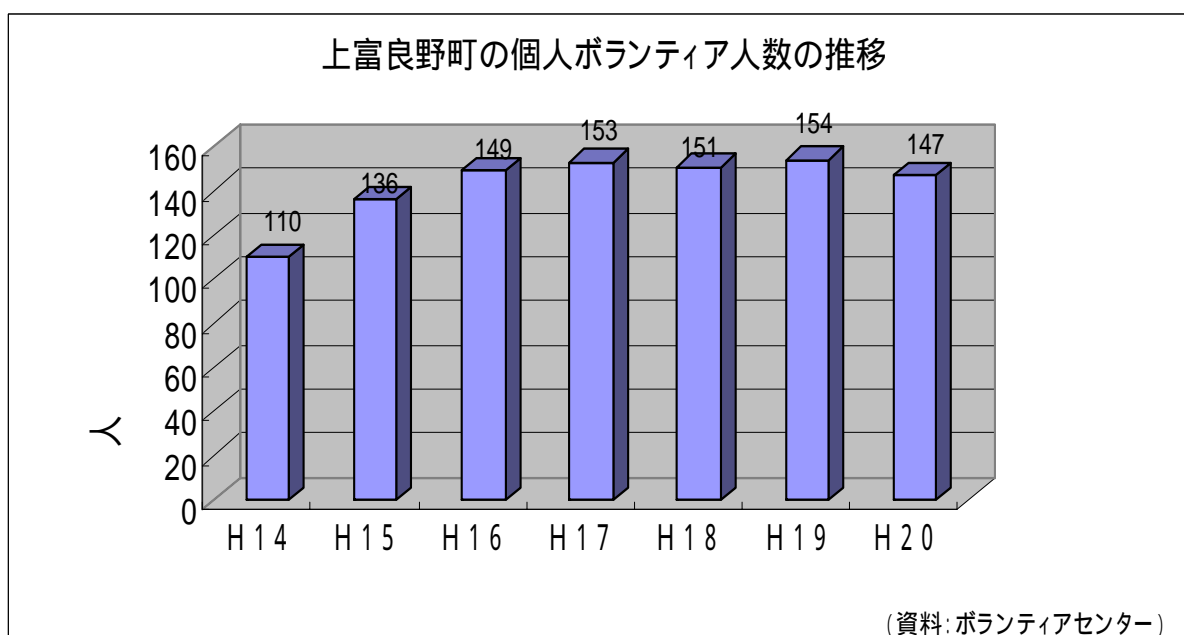
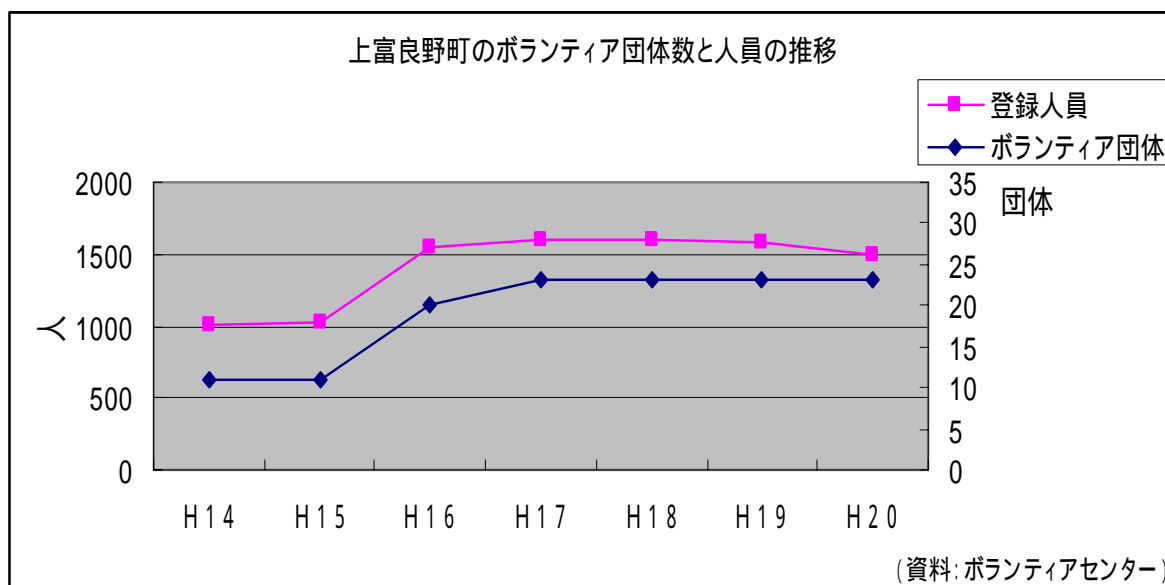
|       |             |      |                |
|-------|-------------|------|----------------|
| 上富良野町 | 平成 5年～平成 9年 | 2.02 | 【全道1位】         |
|       | 平成10年～平成14年 | 1.85 | 【全道1位】         |
|       | 平成15年～平成19年 | 未公表  | 【平成21年5月頃公表予定】 |

## 5 . ボランティアの登録数

社会構造の変化、により地域社会に対する町民の意識も変わってきています。ボランティアに対する住民の関心は高まっており、「いつでも、どこでも、だれ

でも、ボランティア活動に参加できる環境の整備」を目標としています。

社会福祉協議会に設置している、ボランティアセンターを核として、各種の事業を展開し、町民のボランティアに関する意識を高め、ボランティア活動に参加する意識を高揚させていくことが必要です。



## 第3章 計画の基本理念と基本目標（案）

### [ 基本理念 ]

私たちが目指す地域福祉の将来像は、「支えあい、教え合い、育て合う、町民が安心して暮らせる温もりのあるまち」です。

このことを実現するため、行政、町民、事業者などがそれぞれの特性を理解しながら、それぞれの役割を分担し、地域福祉活動の主体となる「協働」のもとで、町民一人ひとりが個人として尊重され、安心して暮らせる地域福祉社会を目指します。

### [ 基本目標 ]

基本理念を達成するための考え方を基本目標とします。

そのためには、福祉をより身近なものとして、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、教え合い、育て合いながら安心して生きることのできるまちづくりを目指す地域が主体となる福祉を推進します。

この計画の基本目標は、次の3項目とします。

- 1 支え合い  
みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり
- 2 教え合い  
安心して暮らせる地域社会づくり
- 3 育て合い  
みんなで育てる福祉の環境づくり

## 1 支え合い

### みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり

住民の地域福祉に関する活動に向けて、「支え合い」を基本に、次の施策を推進します。

| 基本目標                           | 基本施策             | 施策の展開                                        |
|--------------------------------|------------------|----------------------------------------------|
| 支え合い<br>みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり | 住民主体による支え合い活動の推進 | ・ 地域活動体制の整備<br>・ 地域福祉ネットワークの充実<br>・ 子育て支援の推進 |
|                                | ボランティア活動の推進      | ・ 体制の整備と育成                                   |

## 2 教え合い

### 安心して暮らせる地域社会づくり

地域における適切な福祉サービスの利用に向けて、「教え合い」を基本に、次の施策を推進します。

| 基本目標                    | 基本施策       | 施策の展開                                                      |
|-------------------------|------------|------------------------------------------------------------|
| 教え合い<br>安心して暮らせる地域社会づくり | 福祉サービスの充実  | ・ 総合相談体制の充実<br>・ 福祉サービスの質の向上<br>・ 権利擁護への支援<br>・ 成年後見制度への支援 |
|                         | 防災・防犯対策の推進 | ・ 防災体制の充実<br>・ 防犯対策の推進                                     |

## 3 育て合い

### みんなで育てる福祉の環境づくり

地域社会を育む事業の健全な発達に向けて、「育て合い」を基本に、次の施策を推進します。

| 基本目標                    | 基本施策          | 施策の展開                        |
|-------------------------|---------------|------------------------------|
| 育て合い<br>みんなで育てる福祉の環境づくり | 地域活動参加への環境の整備 | ・ 生活環境の整備                    |
|                         | 福祉活動者の育成      | ・ 人材の育成と学習機会の充実<br>・ 福祉事業の育成 |
|                         | 日常生活の支援       | ・ 福祉分野における就労支援の促進            |



## 第4章 施策の展開について

### 1. 支え合い

“みんなで支え合うための福祉ネットワークづくり”

#### [現状]

核家族化の進行とあわせ、お年寄りだけの世帯も急激に増えてきています。

人とのつながりや地域とのつながりの中で、それぞれの場面でお互いの生活を支え合うことのできる仕組みづくりが重要です。

また、情報ネットワークの活用やその活動の範囲を広げる社会基盤の充実を進めるなどさまざまなつながりによって豊かな暮らしを実現するまちづくりが求められます。

施設福祉中心といわれてきた福祉施策は、在宅福祉に対策が置かれてきましたが、今まで以上に在宅福祉を基本とする地域福祉の体制づくりが重要なテーマとなっています。

#### [課題]

高齢者、障がい者、子育て中の家庭が地域で安心して暮すためには、まず、地域でいつでも相談でき、迅速に対応できる総合的な相談体制が必要です。

加えて、広く町民に必要な情報を分かりやすく提供しながら、利用者が安心して、福祉サービスを利用できる仕組みが整っていることが重要です。

誰もがいつかは高齢者となり、また、障がい者となる可能性があります。

こうした時、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域に暮らす人みんなが福祉活動に関心を持ち、支え合いの意識を持つことが大事です。

地域の福祉活動は自治会（町内会）が中心となって展開されていますが、加入世帯の減少、会員や役員の高齢化、役員のなり手がいない、若い人たちの関心が低い、住民のプライバシー問題など、その活動には様々な課題があります。

このような中、地域住民が、「福祉の担い手」であるという意識をもてるように、思いやりの心を育み、その心にさらに磨きをかけ、自治会活動やボランティア活動などの地域活動が展開され、その活動に多くの人に参加し、支えあいの福祉ネットワークが築かれていることが重要です。

#### [基本方針]

地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティづくりに向けて、総合的な地域福祉の推進体制や地域における福祉ネットワークづくり、身近な福祉体制の充実を図ります。

地域で暮らす人が関心を持てる範囲、参加することのできる範囲でボランティア活動に参加したり、活動を通して生きがいを得るなど、福祉サービスの隙間を埋める身近な住民同士の支え合いの活発化に向けた仕組みづくりを推進します。

## 施策の展開

### 住民主体による支え合い活動の推進

#### (1) 地域活動体制の整備

##### 自治会(町内会)福祉活動の推進

少子高齢化が進む中、本町においても一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯が年々増えています。

また、アンケート調査等からの住民の声によると家族と同居している高齢者についても孤立化している実態があり、福祉サービス利用対象者が一人暮らし高齢者や高齢者世帯に限られている制度の見直しが求められています。老年期を迎えると体力や記憶力の低下を招くと共に、行動範囲が狭くなり社会との関係が薄れていく傾向があり、閉じこもりに陥る可能性が高く、閉じこもりにならない工夫が求められています。高齢者が高齢者の世話をするという老老介護の状態が多くなっていることや認知症高齢者にどう対応していいのか分からないなど、地域福祉活動の問題点の改善・解決策が求められています。

また、子育てにおいても家族構成の変化や地域のつながりが希薄になってきたことから、育児の悩みなどを気軽に相談できる環境が地域で失われてきています。

これらの対応として、地域で話し合う機会を持って、自治会(町内会)で取り組めるものは自治会(町内会)で取り組み、専門的技術を要するものは事業者や行政に委ねるなどそれぞれの役割を整理して取り組むことが必要です。

住民が自ら組織し参加する自治会(町内会)は、最も身近な地域組織として様々な活動を行っており、こうした活動はこれからも地域福祉を支える基盤となることから自治会(町内会)活動の充実を図るとともに、組織の活性化を推進します。

自治会(町内会)には福祉係を住民会には福祉推進員を設置し、福祉ニーズ等の把握を実施するとともに、福祉課題の解決に向けた福祉懇談会の開催を推進します。

#### 【アンケート調査等からの住民の声】

- ・ 家族と同居している高齢者は家族以外との交流が少ない。  
一人暮らしの高齢者、高齢者世帯に制度が限られているのでは。
- ・ 高齢者の集まれる場所が少ない。
- ・ 一人暮らしの高齢者が多く、見回りや声かけが必要。友達もいなく必要。
- ・ 高齢者の本音の言葉が聞けない(日常生活で困っていることは?)。
- ・ いろいろな活動へ参加しない高齢者はどうするの?
- ・ 異世代が交流できる場が少ない。
- ・ 子供が安心して遊べる場所は。
- ・ 認知症にならないために何をすればいいの?
- ・ 町民の力を活用した行政との連携による住民会(町内会)の組織づくりを

施策項目 住民主体による支え合い活動の推進

( 1 ) 地域活動体制の整備

- 1 ふれあいサロン等の自治会（町内会）活動の充実と活性化の推進
- 2 福祉推進員等自治会（町内会役員）の研修の充実
- 3 高齢者が暮らす身近な地域での高齢者を支える活動を進めるための人材育成
- 4 認知症に関する学習活動の展開

| 実践事業の内容                            | 実施区分 |             | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|------------------------------------|------|-------------|---------|----|----|----|----|----|
|                                    | 事業区分 | 協力機関        | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| ふれあいサロン等の自治会（町内会）活動の充実と活性化の推進      | 連携事業 | 社協・自治会      |         |    |    |    |    |    |
| 福祉推進員等自治会（町内会役員）の研修の充実             | 連携事業 | 社協・自治会      |         |    |    |    |    |    |
| 高齢者が暮らす身近な地域での高齢者を支える活動を進めるための人材育成 | 連携事業 | 社協・自治会・関係機関 |         |    |    |    |    |    |
| 認知症に関する学習活動の展開                     | 連携事業 | 社協・自治会・関係機関 |         |    |    |    |    |    |
| ふれあいサロン事業に対する助成                    | 直営   | 社協          |         |    |    |    |    |    |
| ふれあいサロン事業の懇談会・研修会の実施               | 連携事業 | 社協・自治会      |         |    |    |    |    |    |
| ふれあいサロン事業のサポーター養成                  | 連携事業 | 社協・自治会      |         |    |    |    |    |    |
| ふれあい昼食会の開催                         | 連携事業 | 社協・関係団体     |         |    |    |    |    |    |
| いきいきサロン事業の推進                       | 連携事業 | 社協・関係団体     |         |    |    |    |    |    |

( 2 ) 地域福祉ネットワークの充実

小地域ネットワーク事業の推進

アンケート調査によると、これからの福祉で何に重点をおくべきかの問いに対して、地域の住民がお互いに助け合える仲間づくりの支援が15.8%と最も多くなっています。

また、隣近所の人とどの程度おつきあいがありますかの問いに対して、顔を合わせるとあいさつをしあう、よく立ち話をすると併せて64.6%の方が答えており、殆どの方が隣近所の付き合いがあると答えています。

地域福祉活動の活性化を進めるためには、地域住民の連携が不可欠です。小地域ネットワーク事業の推進については、自治会（町内会）などの住民同士の連携が最も重要になります。

地域住民、関係機関・団体と協働しながら、地域ニーズの発見や課題解決に向けた安全で安心な地域の仕組みづくりを広め、「地域の福祉力」を高めていくことを目指します。

## 情報の共有化

アンケート調査によると、これからの福祉で何に重点をおくべきかの問いに対して、地域で支援される人、支援する人をつなぐ情報提供が10.2%と上位を占めています。

地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、福祉関係機関と行政機関が個人情報共有することが重要であり、日頃からの情報の共有が地域福祉の推進に不可欠であることから、個人情報保護法のルールに則って適正に判断し、地域福祉の推進に必要な情報について、積極的に関係機関との共有化を推進します。

| 施策項目 住民主体による支え合い活動の推進                                                         |      |         |         |    |    |    |    |    |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|---------|---------|----|----|----|----|----|
| (2) 地域福祉ネットワークの充実                                                             |      |         |         |    |    |    |    |    |
| 小地域福祉ネットワークの推進                                                                |      |         |         |    |    |    |    |    |
| 個人情報取り扱いのルールづくりと啓発                                                            |      |         |         |    |    |    |    |    |
| 実践事業の内容                                                                       | 実施区分 |         | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                               | 事業区分 | 協力機関    | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 小地域ネットワークづくり促進・支援<br>身近な小地域における福祉活動の充実<br>地域課題・生活課題への取り組み推進<br>に対応するネットワークづくり | 連携事業 | 社協・自治会  |         |    |    |    |    |    |
| 小地域ネットワーク代表者会議の開催                                                             | 連携事業 | 社協・自治会  |         |    |    |    |    |    |
| (仮称)徘徊ネットワークの調査・研究                                                            | 連携事業 | 社協・自治会  |         |    |    |    |    |    |
| 福祉推進員会議の開催<br>福祉マップの調査、研究                                                     | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |

## (3) 子育て支援の推進

### 地域における子育て支援

自治会(町内会)をはじめとした地域住民組織を活用し、子育て支援センター、子ども通園センター等の関係機関と連携を図りながら子育てを支える仕組みづくりを推進します。

### ボランティア活動の推進

#### (1) 体制の整備と育成

##### ボランティアによる福祉活動の推進

##### ・ボランティアセンターの機能の充実

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている福祉関係のボランティアは、ここ数年横ばい状態が続き1,644人が登録しています。

それぞれの分野で自主的な福祉活動を展開し、地域や福祉施設での多

様なニーズに応じていますが、今後、更にボランティア活動への参加を促進するための啓発や、ボランティア養成講座の充実、ボランティア活動の活性化を図るためにボランティアセンターの充実に向けた支援を行います。

・ボランティアの養成・人材登録の推進

アンケート調査によると、地域の中で助け合い活動としてできること、やってみたいこととして最も多かったのが、環境美化運動で17.8%を占めており、次いでひとり住まいの高齢者等の話し相手が14.7%、病院等の通院の補助が9.0%となっています。

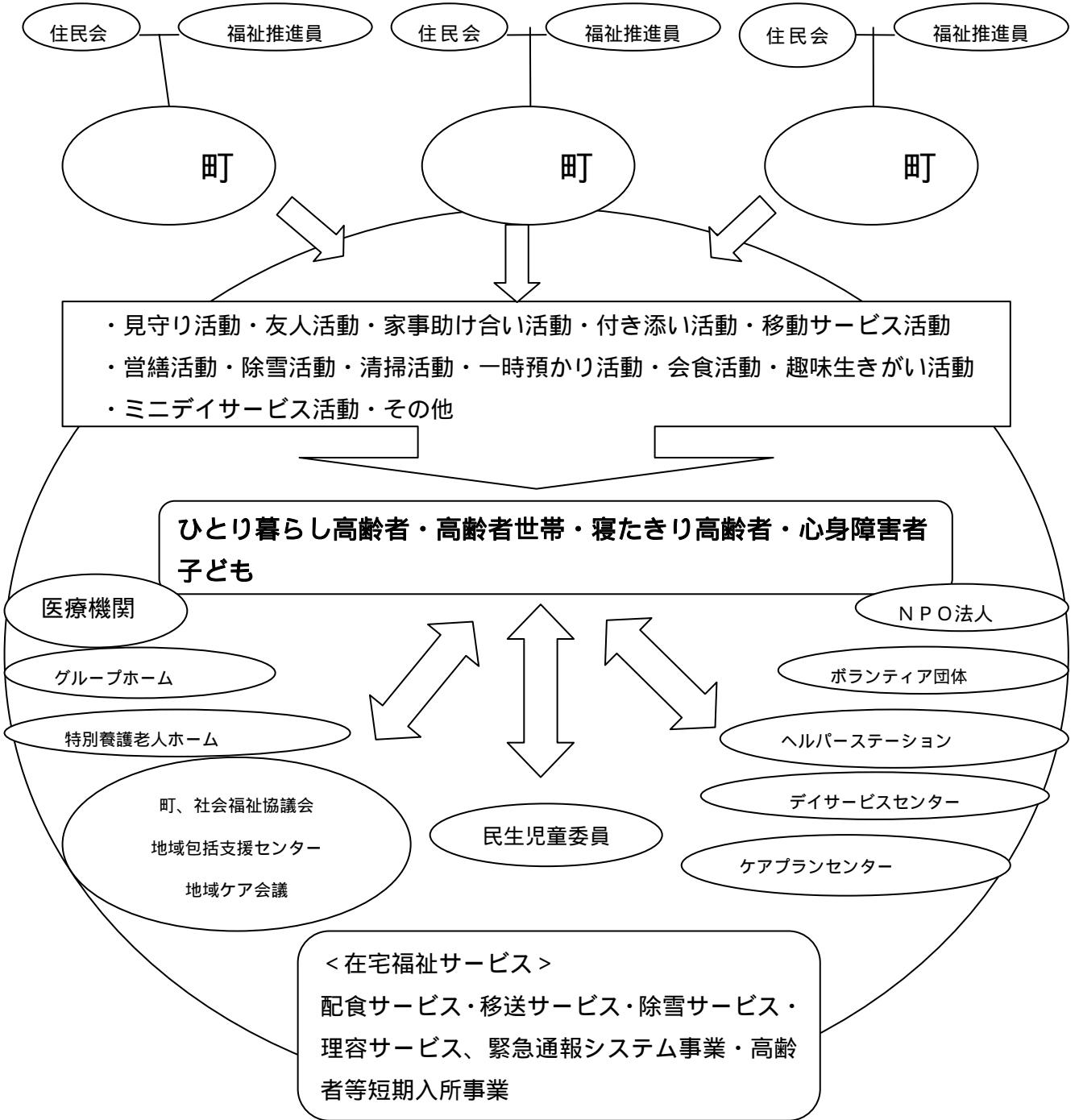
また、日ごろ困っていて、手伝ってほしいと思っていることは、急病になったときの看病や家族の世話が15.4%と最も多く、次いで心配ごとの相談相手や話ができる仲間づくりが11.4%、病院等への通院が7.5%と続いています。

町民ボランティア活動に対する意識を啓発し、町民の誰もがボランティアについて学び、活動に参加できるよう養成講座やリーダーの育成に努め、ボランティアセンターへの人材登録の推進を図ります。

| 施策項目 ボランティア活動の推進                                                                |      |                 |         |    |    |    |    |    |
|---------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|---------|----|----|----|----|----|
| (1) 体制の整備と育成                                                                    |      |                 |         |    |    |    |    |    |
| ボランティアによる福祉活動の推進                                                                |      |                 |         |    |    |    |    |    |
| 実践事業の内容                                                                         | 実施区分 |                 | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                                 | 事業区分 | 協力機関            | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| ボランティアセンターの機能強化<br>需要調整内容の強化<br>ボランティア相談・登録の充実<br>各種ボランティア保険の加入促進               | 連携事業 | 社協・自治会<br>・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| ボランティアセンターの体制強化<br>ボランティアコーディネーターの資質向上                                          | 社協直営 | 社協              |         |    |    |    |    |    |
| ボランティア(個人・団体)の活動支援<br>ボランティアの活動助成<br>ボランティア連絡協議会の開催<br>ボランティア各種懇談会の開催           | 連携事業 | 社協・自治会<br>・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 新たなボランティアの育成<br>お元気会サポーター懇談会(認知症サポーター懇談会)の開催<br>地域のふれあいサロンリーダー(介護予防サポーター)懇談会の開催 | 連携事業 | 社協・自治会<br>・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| NPO 団体との連携強化<br>情報交換・活動支援                                                       | 連携事業 | 社協・自治会<br>・関係団体 |         |    |    |    |    |    |

# 上富良野町における小地域ネットワーク活動の推進イメージ

(仮称)上富良野町在宅福祉ネットワーク連絡協議会  
 情報提供・交流・研修会など



「小地域ネットワーク事業」とは・・・  
 この事業は、自治会（町内会）などの組織を基盤とし、住民が参加し、高齢者など何らかの支援を必要とする方々の生活の見守りや身近な生活課題を、近隣同士の「助け合い」精神をもって連携し、速やかに改善・解決する方法を編み出す組織づくりを支援する事業です。

## 2. 教え合い

“ 安心して暮らせる地域社会づくり ”

[ 現状 ] 近年、高齢化の進行は、ますます進み、福祉サービスの充実や福祉サービス利用への支援、防災・防犯対策の推進などを求める声が、きわめて高くなっています。

特に本町は、大正 15 年に十勝岳の噴火による泥流の災害も発生しており、災害時の支援体制の重要性が町民の方々に深く認識されています。

[ 課題 ] 高齢者や障がい者等が安心して生活が送れる、自立した生活を営むことができる地域づくりを進めるため、総合的な支援体制、在宅福祉サービス、防災・防犯体制の充実などを図ることにより、健やかに暮らせる町づくりが求められています。

### 【アンケート調査等からの住民の声】

- ・ 高齢者が病院、買い物、文化活動などを行うための交通手段がない。
- ・ お元氣会、生き生き塾等に参加したいが交通手段がない(郡部)。
- ・ 障がい者施設がある富良野への交通の便が悪いので利用できない。
- ・ ふれあいサロン等皆が集まる場所にいきたい気持ちはあるが、歩行不安でいけない。【足腰痛、難聴】
- ・ 介護予防事業とよく聞くが何のことかよくわからない。
- ・ 在宅サービスというが満足していない。この意見は何処に言えばいいの？
- ・ 除雪サービスの内容がわからない。
- ・ 被害を受けた人に対して、専門的な相談業務や再び被害に遭わないようにする手段は？
- ・ 介護や福祉サービスに関わる人達の育成は大丈夫？
- ・ 上富良野の介護の担い手は十分いるの(ケアマネ、ヘルパーは)？
- ・ 在宅サービスの情報が少ない。
- ・ 相談の窓口がわからない。
- ・ 最後まで町に住み続けることはできるの？
- ・ 日常生活に支障のある一人暮らしの高齢者の日常の金銭管理は誰がしてくれるの？
- ・ 将来の人口体系を予測した計画の策定に努めるべき。
- ・ 富良野広域圏を想定した対応による予算削減を図るべき。
- ・ 病気や高齢などで、車の運転による移動が困難になった場合の対応を図るべき。
- ・ 安心して暮らせるためにはボランティア活動の活性化をもっと進めるべき。やりすぎということはない。
- ・ ボランティア活動のシステムづくりの推進を図るべき。
- ・ 元気な高齢者を活用し、ボランティア活動の推進を。
- ・ ボランティアを活用し、子どもの育成に役立てるべき。
- ・ 福祉推進員、福祉係を交代するときにボランティアとして登録し、住民会、町内会の受け皿として活用すべき。

### [ 基本方針 ]

高齢者や障がい者などが一人ででも安心して自立した生活を営むことができるよう、福祉に携わる多様な団体や人材の確保と活用を図りながら、在宅福祉サービスをはじめ、相談機会や生活上の安全対策など、生活支援体制を充実します。

## 施策の展開

### 福祉サービスの充実

#### (1) 総合相談体制の充実

##### 地域の相談員の充実

民生児童委員は、民生委員法の改正により「地域福祉の推進役」と位置づけられ、最も身近な相談者として住民の立場に立ち、地域において相談や支援などの福祉活動を行っています。

民生児童委員は、地域の住民が気軽に相談ができるように心がけることが求められておりますので、研修等による相談などの対応を学び、福祉活動の向上を図ります。

また、障がい者の相談員として、知的障がい者、身体障がい者に対して、それぞれ1名ずつ障害者相談員がおり、地域での活躍が期待されます。

民生委員児童委員、地域包括支援センターなどの専門機能との連携を図り推進します。

##### 地域の相談体制の充実

アンケート調査によると、これからの福祉で何に重点をおくべきかの問いに対して、気軽に相談できる専門相談窓口の充実が12.1%と上位になっています。

現在、相談窓口は、保健福祉課、地域包括支援センター、地域生活支援センター(富良野市)、子どもセンター(子育てセンター、発達支援センター)、社会福祉協議会、医療機関、教育機関等の機関、地域においては民生委員児童委員、福祉推進員、福祉係、身体障害者相談員、知的障害者相談員等がその役割を担っており、必要に応じて連携をとりながら活動、支援を行っています。

平成18年度からは、基幹型の在宅介護支援センターは廃止し、地域包括支援センターに移行し、総合相談窓口としてより機能の充実を図っています。

障害者自立支援法が施行され3年が経過しましたが、今後、ますます多種多様な相談が多くなるものと予想されます。

今後も、これらの関係機関や各相談員と連携すると共に、専門的情報を収集し、関係職員の研修によりその資質の向上を図り、相談体制の周知及び一元的な調整機能を備えた相談支援体制の推進を図ります。



| 施策項目 福祉サービスの充実<br>(1) 総合相談体制の充実<br>1 地域の相談員の充実<br>2 地域の相談体制の充実 |      |         |         |    |    |    |    |    |
|----------------------------------------------------------------|------|---------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                        | 実施区分 |         | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                | 事業区分 | 協力機関    | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 地域の総合相談体制の充実                                                   | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 心配ごと相談の運営                                                      | 社協直営 | 関係団体    |         |    |    |    |    |    |

## (2) 福祉サービスの質の向上

### 在宅福祉等の充実

アンケート調査によると、これからの福祉で何に重点をおくべきかの問いに対して、身近な福祉サービスに関する利用情報の提供が14.3%と2番目に多く、在宅福祉を支える福祉サービスの充実が11.7%と上位に位置しております。

また、毎日の暮らしの中でどのようなことで困ったり、不安に思ったりしているかの問いに対して、介護に関することが23.6%と最も多く、次いで自分の健康に関することが23.0%と2番目となっています。

利用者にあった福祉サービスを自ら選択し利用するためには、福祉事業者のサービス内容などの情報が、利用者に適切に提供されなければなりません。

また、地域で自立して生きるためには、福祉サービスにとどまらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでも、どこでも入手でき、活用できることが必要です。

常にサービスを利用される方の立場になり、良質なサービスを提供できるよう、在宅福祉をはじめとする各種福祉サービスの向上に向けて積極的な取り組みを進めます。

### 福祉サービス情報の提供

利用者が必要とするサービスを容易に選択できるよう広報紙への掲載啓発、ホームページの活用、ガイドブックの作成など様々な手法により情報の提供に努めます。

利用者が様々な状況に応じた適切な福祉サービスを選択するには、福祉事業者のサービスの質の向上や経営の透明性が求められます。

そのために福祉事業者が積極的に事業内容などの情報公開を行うよう働きかけを行います。

| 施策項目 福祉サービスの充実<br>(2) 福祉サービスの質の向上<br>在宅福祉等の充実<br>福祉サービス情報の提供                                      |      |          |         |    |    |    |    |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                                                           | 実施区分 |          | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                                                   | 事業区分 | 協力機関     | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 専門機関、福祉サービス事業者の連携                                                                                 | 連携事業 | 社協・関係機関  |         |    |    |    |    |    |
| 福祉専門職の資質の向上                                                                                       | 連携事業 | 社協・関係機関  |         |    |    |    |    |    |
| 施設サービスの充実<br>経営改善委員会(仮称)の検討<br>デイサービス・ショートステイサービスの充実                                              | 連携事業 | 社協・関係機関  |         |    |    |    |    |    |
| 訪問介護事業の実施<br>訪問介護員の資質の向上                                                                          | 連携事業 | 関係機関・事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 居宅介護支援事業の実施<br>居宅介護支援専門員の養成と資質の向上                                                                 | 連携事業 | 関係機関・事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 移送サービス事業の受託                                                                                       | 社協受託 |          |         |    |    |    |    |    |
| 配食サービス事業の受託                                                                                       | 社協受託 |          |         |    |    |    |    |    |
| 理容サービス事業の受託                                                                                       | 社協受託 |          |         |    |    |    |    |    |
| 介護サービス評価の実施<br>既存のサービス利用者に対する顧客満足度調査の実施                                                           | 連携事業 | 関係機関・事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 訪問・居宅各種業務マニュアルの作成<br>質の確保及び適切なサービスを提供できるように業務遂行マニュアルの作成                                           | 連携事業 | 関係機関・事業者 |         |    |    |    |    |    |
| リスクマネジメント体制の充実整備                                                                                  | 連携事業 | 関係機関・事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 制度にとらわれない柔軟なサービス作りの検討                                                                             | 連携事業 | 社協・関係機関  |         |    |    |    |    |    |
| 夜間対応型訪問介護事業の調査・研究の実施                                                                              | 連携事業 | 社協・関係団体  |         |    |    |    |    |    |
| 生活福祉資金等貸付事業による自立支援                                                                                | 社協直営 | 関係団体     |         |    |    |    |    |    |
| 情報提供の体制の整備<br>町広報誌・社協だよりによる福祉サービス等の情報提供<br>福祉サービスパンフレットの作成<br>福祉推進員・連合住民会・民生児童委員会等における福祉サービス情報の提供 | 連携事業 | 社協・関係機関  |         |    |    |    |    |    |
| 社協だよりによる福祉サービス等の情報提供                                                                              | 社協   | 関係団体     |         |    |    |    |    |    |
| 民生児童委員連絡協議会定例会等への定期的な参加による情報の共有                                                                   | 連携事業 | 社協・関係団体  |         |    |    |    |    |    |

( 3 ) 権利擁護への支援

地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進

加齢による判断力の衰えや精神的な障がいのため判断力が不自由な人たちにとっては、自分自身で適切なサービスを選択することが困難な場合やその利用の手続きが分からないことにより、サービスを受けられないなどの問題が生ずる場合があります。

このような場合の不都合を解消し、介護サービス等の情報提供、日常の金銭管理など適切な支援やサービスが利用できる制度として「地域福祉権利擁護事業」があります。

窓口は、北海道社会福祉協議会となっておりますが、その仕組みの周知と利用の促進を図ります。

| 施策項目 福祉サービスの充実<br>( 3 ) 権利擁護への支援<br>1 地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進 |      |         |         |    |    |    |    |    |
|-----------------------------------------------------------|------|---------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                   | 実施区分 |         | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                           | 事業区分 | 協力機関    | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 権利擁護の相談支援                                                 | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 地域権利擁護事業の推進                                               | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 地域権利擁護事業の普及啓発と生活支援員の資質の向上                                 | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |

( 4 ) 成年後見制度への支援

成年後見制度の周知・普及

判断能力に不安のある人に後見人を選任して、その人が行う法律行為（財産管理、契約行為等）の安全を確保し、悪徳商法などの被害に遭うことのないように保護する制度として「成年後見制度」があります。

こうしたことから、「成年後見制度」についても周知・普及に努めます。

| 施策項目 福祉サービスの充実<br>( 4 ) 成年後見制度の周知・普及                    |      |         |         |    |    |    |    |    |
|---------------------------------------------------------|------|---------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                 | 実施区分 |         | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                         | 事業区分 | 協力機関    | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 成年後見制度の支援体制の検討<br>地域包括支援センターによる成年後見制度の周知                | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 法人後見等の検討<br>法人後見人の導入を含めた福祉貢献サポートセンター(仮称)の設置に関する調査・研究の実施 | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |

## 防災・防犯対策の推進

### (1) 防災体制の充実

#### 災害時における要援護者の支援方策

- ・ 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担）

アンケート調査によると、毎日の暮らしの中でどのようなことで困ったり、不安に思ったりしているかの問いに対して、災害に関することが12.9%と上位を占めています。

本町では、大正15年の十勝岳の噴火による泥流の災害で144名の犠牲者が生じ、噴火予知情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

25すべての住民会において、自主防災組織が組織されていますが、このためには、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要があります。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ（仮称）、福祉マップ（仮称）を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施することが必要です。

また、災害時には、安否確認や避難誘導などに人手を多く要します。

社会福祉協議会内にあるボランティアセンターと連絡を図り、災害ボランティアを募り、受入体制や支援体制の確立を目指します。

#### 【アンケート調査等からの住民の声】

- ・ 災害時の連絡体制の整備
- ・ 災害時弱者の救済(情報の共有)は？  
【困っている人は何処にいるの 1人暮らしの高齢者は何処にいるの、何処に行けばその情報が得られるの 必要な人に情報提供がなされていないのでは】
- ・ 災害時の障害者対策として、避難場所に専用トイレの設置を。
- ・ 悪徳訪問販売等の被害から守る手段はあるの？

| 施策項目 防災・防犯対策の推進<br>(1) 防災体制の充実<br>1 災害時における要援護者の支援方策                      |      |         |         |    |    |    |    |    |
|---------------------------------------------------------------------------|------|---------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                                   | 実施区分 |         | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                           | 事業区分 | 協力機関    | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 災害対応体制の整備<br>避難支援プランの作成<br>災害図上訓練などの手法を用いた研修活動の推進<br>災害ボランティアセンターの設置体制の整備 | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 災害時要援護者安否確認・避難支援事業(仮称)の実施                                                 | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 要援護者マップ(仮称)作成への取組み                                                        | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 福祉マップ(仮称)作成への取組み                                                          | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |

(2) 防犯対策の推進

悪徳商法等への対応

高齢者や障がい者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺が増加しています。悪徳商法等を未然に防止するためには、常に見守りや声かけを行い早期発見に努める必要があります。

地域における民生委員児童委員、福祉推進員・福祉係などによる啓発に努めながら、関係機関団体や地域住民と連携を図り、防犯対策の推進を図ります。

| 施策項目 防災・防犯対策の推進<br>(2) 防犯対策の推進<br>1 悪徳商法等への対応 |      |        |         |    |    |    |    |    |
|-----------------------------------------------|------|--------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                       | 実施区分 |        | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                               | 事業区分 | 協力機関   | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 小地域での防犯パトロールの実践活動を推奨                          | 連携事業 | 社協・自治会 |         |    |    |    |    |    |
| 福祉マップ作成による活動状況の把握                             | 連携事業 | 社協・自治会 |         |    |    |    |    |    |

### 3. 育て合い

“みんなで育てる福祉の環境づくり”

#### [現状]

健康づくりや障がいのある方の理解を深めるために、毎年、9月に開催しているふれあい広場やラベンダーハイツなどで行われている福祉現場での介護体験の受入れなど福祉に対する意識の高揚を図る機会を提供しています。

また、いしずえ大学の学習や出前講座などを通して地域福祉の普及に努めています。

#### [課題]

高齢者や障がい者が元気に楽しみながらいきいきと暮らすためには、学習や交流など“いきがい”を持てるような機会の提供が必要となります。

高齢者が、いつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくりに向け、高齢者を「支えられる対象」というのでなく、社会活動の主体として捉え、地域活動や就労機会の拡充支援など、社会参加の機会を充実させていかなければなりません。

「障がいはその人の個性」であるとの認識を広めながら、障がいのある人が持つ能力を発揮し、積極的に社会に参加して、自己の実現を果たすため、スポーツ・レクリエーション・文化など、さまざまな社会参加活動への参加支援や就労支援を進めていかなければなりません。

#### [基本方針]

高齢者や障がい者が元気に楽しみながらいきいきと暮らせるよう、学習や交流などいきがいを持てるような機会の提供を図ります。

高齢者が、いつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくりに向け、高齢者を「支えられる対象」というのでなく、社会活動の主体として捉え、地域活動や就労機会の拡充支援など、社会参加の機会を充実します。

「障がいはその人の個性」であるとの認識を広めながら、障がいのある人が持つ能力を発揮し、積極的に社会に参加して、自己の実現を果たすため、スポーツ・レクリエーション・文化など、さまざまな社会活動への参加支援や就労支援を進めます。

## 施策の展開

### 地域活動参加への環境の整備

#### (1) 生活環境の整備

##### 福祉に優しいまちづくりの推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が建築物を安心して利用することができるよう、北海道福祉のまちづくり条例、交通バリアフリー法、ハートビル法など福祉のまちづくりに関係するものについては、庁内体制の連携を図り推進します。

##### 除雪対策等の環境整備

降雪期、住宅の周辺はもちろんのこと、公道にいたる除雪は大変です。

高齢者や障がい者など自力で除雪することが困難な世帯に対して、生活の維持及び急病等救急時の通路を確保するため、除雪体制を構築します。

また、関係機関と調整を図りながら、高齢者や障がい者など除雪が困難な世帯に対して、ボランティアによる屋根の雪下ろしを関係機関と調整しながら支援します。

今後は、ボランティアを活用した福祉除雪についてもきめ細かな対応を行い、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

**【アンケート調査等からの住民の声】**

- ・ 高齢者の多くが除雪に不安を抱いている
- ・ 障がい者の方がすぐに入居できる公営住宅の体制がない。
- ・ 上富良野には、障がい者が入居できる施設がない。
- ・ 公営住宅は、抽選でバリアフリーのところがあるのに待たされている方がいる。
- ・ 上富良野に住みたいのに、障がい者の施設がない。
- ・ 高齢・障害施設・病院等の整備を早急を実施してほしい。

| 実践事業の内容                   | 実施区分 |         | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|---------------------------|------|---------|---------|----|----|----|----|----|
|                           | 事業区分 | 協力機関    | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 除雪サービスの実施                 | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |
| 高齢者・障がい者に優しい公営住宅の建設の調査・研究 | 連携事業 | 社協・関係機関 |         |    |    |    |    |    |
| 在宅除雪サービスの実施               | 社協   | 関係団体    |         |    |    |    |    |    |
| ボランティアによる屋根の雪下ろしサービスの実施   | 社協受託 | 関係団体    |         |    |    |    |    |    |
| 福祉除雪の調査・研究                | 連携事業 | 社協・関係団体 |         |    |    |    |    |    |

**福祉活動者の育成**

(1) 人材の育成と学習機会の充実

交流・学習機会の充実

- ・ 生涯学習の推進
- 福祉講座、研修の推進

地域住民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育むために、社会福祉協議会などが実施する福祉の心を育てる啓発活動や研修の充実を図ります。

いしずえ大学の学習、出前講座などを通して地域福祉についての理解を深めます。

- ・ 福祉体験、福祉学習の推進

毎年9月に開催していますふれあい広場では、障がいのある状態を擬似体験します。

中学生によるラベンダーハイツなど福祉現場での介護体験や施設職員の生の声を聞くことで、高齢者や障がい者の生活上の不都合や悩みを理解できることもあります。

また、近年、国道沿いの清掃などボランティア活動を行う企業もあり、地域社会に貢献しています。

福祉に対する意識をさらに醸成するために、こうした介護体験や企業などにおける福祉の学習を推進します。

## 福祉教育の推進

### ・青少年の福祉活動の推進

青少年が、将来、地域の福祉活動へ積極的に参加するようになるためには、学校におけるボランティア体験や施設訪問などの福祉学習により、福祉意識を高めることが期待されていますので、学校と連携し積極的に福祉教育の授業に協力します。

## 福祉を担う人材の発掘、育成

### ・福祉のまちづくり推進センターを担う人材の育成

地域福祉の担い手は、地域です。

地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘し、育成し、地域で支え合う活動に結びつけていくことが重要です。

ボランティア活動、地域活動などを通して人材の発掘、育成に努めます。

## 福祉意識の醸成

地域福祉を推進するための福祉教育・福祉意識の醸成という視点に立ち、福祉コミュニティの基盤となる地域の福祉力を高めるため、あらゆる世代に必要な学びの場の提供・支援と人材の育成を図ります。

| 施策項目 福祉活動者の育成<br>(1) 人材の育成と学習機会の充実<br>1 交流・学習機会の充実<br>2 福祉教育の推進<br>3 福祉を担う人材の発掘・育成<br>4 福祉意識の醸成           |      |             |         |    |    |    |    |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                                                                   | 実施区分 |             | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                                                           | 事業区分 | 協力機関        | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 福祉教育協力校指定事業の推進                                                                                            | 連携事業 | 社協・関係機関     |         |    |    |    |    |    |
| 体験学習・研修の支援<br>学校における福祉体験学習への支援<br>ボランティア愛ランド研修派遣事業                                                        | 連携事業 | 社協・関係機関     |         |    |    |    |    |    |
| 地域における福祉意識の向上<br>福祉推進員会議の開催<br>小地域で活動または活動を希望している住民を対象とした育成及び情報提供<br>ノーマライゼーション理念の普及・啓発事業<br>地域での学習・研修の支援 | 連携事業 | 社協・自治会・関係機関 |         |    |    |    |    |    |



( 2 ) 福祉事業の育成

民間事業者の参入促進

行政施策の情報の提供

介護保険制度の導入、障害者自立支援法の施行、規制緩和などにより民間企業の福祉事業への参入が進み、福祉ビジネスが急速に発展しています。福祉サービスの利用者の増加により福祉事業への事業者の参入が求められています。

人材育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、大きな役割が期待されますので、民間事業者、NPOなど福祉事業者の参入促進に向けて、行政施策や地域ニーズなど情報の提供に努めます。

福祉事業者の育成

多様化する施設ニーズに対して行政や事業者だけでなく、NPO法人などが主体的に参加できる環境が整備されていることが必要です。

行政のあり方について見直しを図り、事業者の参入を容易にする情報提供を行い、幅広い事業者の参画を推進します。

福祉分野の領域の見直し

行政と民間の役割分担の見直し

利用者の増加や福祉ニーズの多様化に対応した、福祉サービスの提供が求められています。

既存の枠組みにとらわれず、より効率的・効果的なサービスの提供を目指して、行政が行っている福祉事業についてそれぞれの役割の検討を行い、必要に応じて見直しを進めます。

福祉サービスの民間委託

福祉分野においては既に各種の福祉施策事業、福祉サービスを民間に委託して事業を展開しているものもあります。

今後も、民間で可能な事業、福祉サービスは委託を図り、サービスの量的な確保と質の改善に努めます。

| 施策項目 福祉活動者の育成<br>( 2 ) 福祉事業の育成<br>1 民間事業者の参入促進<br>2 福祉事業者の育成<br>3 福祉分野の領域の見直し<br>4 福祉サービスの民間委託 |      |               |         |    |    |    |    |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                                                                        | 実施区分 |               | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                                                                | 事業区分 | 協力機関          | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 行政施策の情報の提供                                                                                     | 連携事業 | 社協・関係機関・民間事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 事業者の参画促進                                                                                       | 連携事業 | 社協・関係機関・民間事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 行政と民間の役割分担の見直し                                                                                 | 連携事業 | 社協・関係機関・民間事業者 |         |    |    |    |    |    |
| 民間委託によるサービスの確保と質の改善                                                                            | 連携事業 | 社協・関係機関・民間事業者 |         |    |    |    |    |    |

## 日常生活の支援

### (1) 福祉分野における就労支援の促進

#### 福祉事業者の参入促進

行政はもとより関係機関と連携しながら、地域のニーズに伴う施設の確保に向けて、事業の参入を容易にする情報提供に努め、民間事業者やNPOなど福祉事業者の参入促進を図り、雇用の促進に努めてまいります。

| 施策項目 日常生活の支援<br>(2) 福祉分野における就労支援の促進<br>1 福祉事業者の参入促進 |      |               |         |    |    |    |    |    |
|-----------------------------------------------------|------|---------------|---------|----|----|----|----|----|
| 実践事業の内容                                             | 実施区分 |               | 年度別事業計画 |    |    |    |    | 適用 |
|                                                     | 事業区分 | 協力機関          | 21      | 22 | 23 | 24 | 25 |    |
| 福祉事業者の参入促進による雇用の促進                                  | 連携事業 | 社協・関係機関・民間事業者 |         |    |    |    |    |    |

#### 【アンケート調査等からの住民の声】

- ・ 計画を策定したら終わり(つくり上がりでは)
- ・ 座談会などの定期開催による福祉計画の実行状況を確認する手段は
- ・ 住民の声を拾うことも大事だと思います。

## 第5章 計画推進にあたって

### 1 住民、事業者、行政の協働による計画推進

地域の中で、心豊かで安心して、その人らしい自立した日常生活を送ることができるよう地域住民、事業者、行政が、互いに協力してそれぞれの役割を果たしながら一体となって本計画の推進に協働を進めていくことが大切です。

#### (1)住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会を構成する一員であることを自覚し、共に支え合い助け合う地域福祉の担い手として、ボランティア活動などの社会活動に主体的に参加する等の役割が求められています。

#### (2)事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立した生活を支援するため、サービスの質の向上を図ると共に、サービス内容の情報提供や住民の福祉参加など地域福祉活動への参画が求められています。

#### (3)行政の役割

地域福祉の推進に当たって、行政は住民の福祉の向上を目指して、総合的に福祉施策を推進する責務があります。そのために、地域福祉を推進する関係機関・団体との連携を深めると共に、住民のニーズを的確に捉えた中で施策を推進するよう努めます。

### 2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、民間福祉団体として主体的に社会福祉事業の企画、実践、普及など、地域に密着しながら地域福祉推進の活動を展開しています。

社会福祉協議会では、本計画の目標達成のために「地域福祉実践計画」と策定し、連携しながら地域福祉活動の推進役としてその役割を担っていくよう努めます。

### 3 計画の進行評価

本計画を推進していくために、計画の進捗状況や成果などを評価することが大切です。

本計画をより実効あるものとするため、住民や事業者、行政関係者による、地域福祉推進の検討会を開催し、関係者が十分連携を図った中で、活動上の課題や情報交換を行い、地域福祉計画の推進に努めます。